公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取消処分事案　・・・　2

指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について　・・・　3

指定自動車整備事業者の行政処分について　・・・　4

公　　示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取消処分事案

道路運送施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年11月4日　　関 東 運 輸 局 長　澤井　俊

記

事案番号　26F12

1. 事業者の氏名及び住所

Harmony　Travel株式会社

東京都葛飾区小菅3丁目7－9

2. 予定される処分内容

道路運送法第86条第1項等の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取り消し処分

3. 聴聞の期日

令和8年12月2日(水)　午後1時30分～

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公　　示

道路運送車両法第１０３条及び行政手続法第１３条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

１．件　　名

道路運送車両法第９４条の８第１項及び同法第９４条の４第４項の規定による処分について

２．事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社バッファロー
代表取締役　坂本　裕二
埼玉県川口市本町４丁目１番８号

３．事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社バッファロー　スーパーオートバックスＴＯＤＡ
埼玉県戸田市笹目６丁目２３番２号
認証番号　第４－４９０８号
指定番号　関東指第４－１２８４号

４．期　　日

令和８年１１月１１日（水）１０時００分

５．場　　所

関東運輸局　自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通５丁目５７番地
横浜第２合同庁舎１８階

６．理　　由

道路運送車両法第９４条の５第１項、第９４条の５第４項及び第９９条の２の規定違反

令和８年１０月３０日

関東運輸局長
澤井　俊

公　　示

道路運送車両法第９４条の８第１項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

１．事業者の氏名又は名称及び住所
有限会社出原自動車商会
代表取締役　石川　忠
茨城県日立市神峰町４丁目１６番１１号

２．事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
有限会社出原自動車商会
茨城県日立市神峰町４丁目１６番１１号
認証番号　　第５－４０１号
指定番号　　東指第５－２２０号

３．処分の内容
保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間　　令和８年１１月１日　から
令和８年１２月５日　まで　３５日間

４．処分の理由
道路運送車両法９４条の５第１項、第９４条の５第４項、第９４条の６第１項、第９４条の９及び第９４条の１０の規定違反

令和８年１０月３０日

関東運輸局長　澤井　俊